

公立大学法人山梨県立大学電子証明書規程

(令和2年7月13日制定 法人第4206号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）において使用する電子証明書について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、電子証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）及び商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）に基づく電子認証制度により管轄登記所が発行し、電磁的記録媒体に記録されたもので、国、地方公共団体等に対する電気通信回線を利用したオンラインによる申請又は届出に際し、添付することにより当該申請又は届出が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(電子証明書の種類及び電子証明書管理者)

第3条 電子証明書の種類は、公印規程別表に定める法務局届出印である理事長印とし、電子証明書管理者は、事務局長とする。

(電子証明書管理者の職務)

第4条 電子証明書管理者は、電子証明書を外部媒体に保存し、金庫に収納し施錠した上で、これを保管しなければならない。

(事務局長の職務)

第5条 事務局長は、法人における電子証明書に関する事務を統括し、必要があると認めるときは、電子証明書管理者に対し電子証明書の取扱いに関する報告を求め、又は調査することができる。

2 事務局長は、電子証明書管理簿（様式第1号）を備え、電子証明書について取得、休止、再開又は廃止の経過を明らかにしておかなければならない。

(電子証明書の取得、休止、再開又は廃止)

第6条 電子証明書の取得、休止、再開又は廃止は、電子証明書管理者が行う。

2 前項の場合において、電子証明書管理者は、あらかじめ電子証明書取得（休止・再開・廃止）承認願（様式第2号）により、事務局長の承認を受けなければならない。

3 電子証明書管理者は、電子証明書を取得し、休止し、再開し、又は廃止したときは、速やかに電子証明書届（様式第3号）により、事務局長に届け出なければならない。

4 電子証明書管理者は、廃止又は有効期間が経過した電子証明書について保存する必要がないと認めるときは、速やかに焼却又は裁断の方法により、当該電子証明書が保存された外部媒体を廃棄しなければならない。

(電子証明書の使用)

第7条 電子証明書管理者は、電子証明書の使用を求められたときは、電子証明書を添付する申請又は届出に係る決裁済みの起案文書を提示させ、審査した後に使用を認めなければならない。

(事故届等)

第8条 電子証明書管理者は、電子証明書の盗難、紛失又は偽造その他事故があったときは、直ちに、事故の内容その他必要事項を事務局長に報告しなければならない。

2 事務局長は、前項に規定する報告があったときは、必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、電子証明書について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年7月13日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

電 子 証 明 書 管 理 簿

1 取得管理及び休止再開に関する事項				
取得管理期間	記帳者	休止再開期間	記帳者	
1	年 月 日から		年 月 日から	
	年 月 日まで		年 月 日まで	
2	年 月 日から		年 月 日から	
	年 月 日まで		年 月 日まで	
3	年 月 日から		年 月 日から	
	年 月 日まで		年 月 日まで	
4	年 月 日から		年 月 日から	
	年 月 日まで		年 月 日まで	
5	年 月 日から		年 月 日から	
	年 月 日まで		年 月 日まで	
2 廃止に関する事項				
廃止年月日	廃止事由		記帳者	
年 月 日				
年 月 日				

様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事務局長 殿

電子証明書管理者

電子証明書取得（休止・再開・廃止）承認願

次のとおり電子証明書を取得（休止・再開・廃止）したいので承認をお願いします。

- 1 取得（休止・再開・廃止）の理由
- 2 取得（休止・再開・廃止）予定年月日
- 3 その他

様式第3号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事務局長 殿

電子証明書管理者

電 子 証 明 書 届

次のとおり電子証明書を取得（休止・再開・廃止）したので届け出ます。

- 1 取得、休止、再開、廃止の別

- 2 取得（休止・再開・廃止）年月日
年 月 日取得（休止・再開・廃止）

- 3 その他